

中国の産業安全論争とその政策的反映(下)

片岡 幸雄*・胡 烜**

開題—国家経済安全問題の歴史的 position と産業安全

- I 産業安全に関する諸説
 - II 論争上の基本概念の検討
 - III 具体的事例との関連での議論 (第36巻第1号)
 - IV この時点における国サイドの指導者の受け止め方・対応と外資側の反応
 - V 外資 M&A 事例分析
 - VI 外資管理体制整備への提言と取り組み (以上第36巻第3号)
 - VII 国家の対応政策措置 (以下本号)
- おわりに—議論の整理

VII 国家の対応政策措置

I 国務院による装備製造業振興策

2006年6月28日、『装備(重大設備)製造業振興の加速化に関する国務院の若干意見』(『国務院関於加快振興装備製造業的若干意見(摘要)』)¹⁾が公布された。この中には、以下の内容が盛り込まれている。

装備製造業は、国民経済発展のために技術・装備を提供する基礎的産業である。これを積極的に振興することは、科学発展観の徹底的な実行、新型工業化目標の実現、国際競争力の向上と国民経済全体の持続可能な発展を維持する上で、重要な戦略的措置としての意義をもつ、とその方針が謳われている。

目標は、2010年までに、いくつかの比較的競争力ある大型装備製造業企業グループを発展させ、自主的な知的所有権をもつ重大技術装備の製造能力を増強し、エネルギー、交通、原材料等分野及国防建設の需要を概ね満たしていくこ

とにおかれる。

主要任務としては、国家経済安全と国防建設に重要な影響をもち、国民経済の持続可能な発展を促進させるに顕著な効果があり、構造調整や産業の高度化に牽引的役割を果たし、自主装備のマーケットシェアを急速に引き上げることができる一部の重大設備および製品を重点として、政策的支持と誘導の力を強め、重要分野における大きな突破をはかるということである。

装備製造業の現状からみれば、50数年の著しい発展によって、生産分野が豊富となり、製品数も増えて充実し、相当な規模とある程度の技術水準をもつ産業体系が形成され、中国経済発展の重要な基軸産業となっている。しかし同時に、自主革新能力が弱く、対外依存度が高く、また産業構造の不均衡、国際競争力の脆弱なこと等の問題が顕著であることが指摘され、以下の4つの結合を堅持し、問題の克服に取り組まなければならないとされている。

- (1) 市場競争と政策誘導の結合
- (2) 対外開放と自主革新の結合
- (3) 産業構造調整と企業体制改革の深化の結合
- (4) 重点発展と全体向上の結合

具体的には、国家経済安全に対して重要な影響をもち、国民経済の持続可能な発展に対する顕著な効果をもつ重大技術装備及び製品に重点を置き、政策支持と誘導の強化をはかるとしている。

国務院の下で、国家発改委を主管部門とし、同委員会を全体的協調の統括部門として、政府と企業の間を結ぶ各産業協会を有効に機能さ

* 広島経済大学大学院経済学研究科教授

** 広島経済大学大学院経済学研究科博士課程後期課程(現南条装備工業株式会社)

せ、企業の状況を政府に定期報告させ、さらに当該業界の産業安全警戒メカニズムの構築という管理・監督体制の面における役割を高めていくことが打ち出されている²⁾。

2 政府 6 部門による外資 M&A 法案の改正

2006年8月8日、対外貿易経済合作部（現商務部）、国家税務総局、工商行政管理局、外資管理局の4つの中央政府部門によって、2003年3月7日（同4月12日施行）に公布された『外国投資者による国内資本企業 M&A に関する暫行規定』（『關於外国投資者并購境内企業的暫行規定』³⁾）が修正され、上記の4部門と、証券監督管理委員会（証監会）、国务院国有資産監督管理委員会（国資委）も加え、6つの部門は、共同で『外国投資者による国内資本企業の M&A に関する規定』（『關於外国投資者并購境内企業的規定』⁴⁾）を公布（同9月8日施行）した。今回の改正は、条文を26条から61条へと大幅に増加させ、「持株 M&A」⁵⁾と「特殊目的会社」⁶⁾に関する内容が追加され、外資系企業の事業再編戦略や独資化進行にも影響を与える部分が含まれている。

外資による国内資本企業の合併・買収によって、持株 M&A または資産 M&A の形を通じた実際の支配権取得、または有名商標或いは中華民族伝統老舗商号の支配権取得を目的とする案件は、重点産業（まだ明確に規定されていない）に係わるか、または国家経済安全に影響を与える或いは影響の可能性がある場合、商務部に申告することが義務づけられた。

人為的に特別な会社財務上等の操作（一時的に持株会社の資金調整を行う、いくつかの中間会社を通じた間接的な実効支配をもつものへの形態変化）を行って、申告を免除しようとする場合、商務部は案件取引の中止を求め、関連影響を排除することができると定められている。

同『規定』は『暫行規定』に続き、投資総額

に対する上限を従来通り設けている。

- (1) 登録資本が210万ドル以下の場合、投資総額は登録資本の10/7を超えてはならない。
- (2) 登録資本が210～500万ドルの場合、投資総額は同2倍を超えてはならない。
- (3) 登録資本が500～1,200万ドルの場合、投資総額は同2.5倍を超えてはならない。
- (4) 登録資本が1,200万ドル以上の場合、投資総額は同3倍を超えてはならない。

この外に、外資は管轄部門への報告義務を負わされている。

- (1) 買収側の一当事者の当該年商が15億元以上の場合
- (2) 同マーケットシェアが20%以上の場合
- (3) 買収後の同マーケットシェアが25%以上の場合
- (4) 一年以内に国内関連業種企業の M&A 累計件数が10件以上の場合

また、国外の M&A によって国内市場の過当集中がおこり、正当な国内競争を妨害し、国内消費者利益を損害する恐れがあり、以下の5つの状況に相当するような場合、管轄部門へ報告し、審査を受けなければならない。

- (1) 国外買収側の一当事者資産が30億元以上の場合
- (2) 国外買収側の一当事者の中国市場における年商が15億元以上の場合
- (3) 国外買収側の一当事者及びその関連企業の中国市場におけるマーケットシェアが20%以上の場合
- (4) 国外資本の買収後、国外買収側の一当事者及びその関連企業の中国市場におけるマーケットシェアが25%以上の場合
- (5) 国外資本の買収後、国外買収側の一当事者による直接或いは間接資本参加した国内関連業種の外資投資企業が15社を超える見通しとなる場合

中国政府は、支配権の取得有無と民族ブラン

ド保護という2つの観点から国家経済安全問題を審査することを明確し、外資 M&A の国家経済安全審査の第一歩を正式に踏み出したといえよう。

3 商務部による産業安全データバンク設置

2006年9月7日、中国産業安全指南ホームページが、商務部ホームページの下に立ち上げられた⁷⁾。本ホームページは商務部産業損害調査局の主管下に置かれ、商務部の産業安全データバンクの容量拡大プロジェクトと同時に設けられた。産業安全データバンクという独特の資源を活用し、産業安全情報サービス基地を確立し、産業安全と経済安全を維持・保護するために情報の提供をはかり、国内産業の健全な発展のためにも参考情報として役立てるという目標が掲げられている⁸⁾。

当該データバンクは、主として産業損害調査と裁決活動に携わり、産業損害警戒メカニズムの確立・完備に努め、産業競争力調査と産業安全に対する対応及び効果の評価を広く知らしめ、産業安全に対する対応活動を指導・調整する役割を担うことが定められている⁹⁾。産業安全の警戒・監督・管理メカニズムが正式に発足し、第二次産業（前述の問題視された製造業）だけではなく、第一次産業及び第三次産業のデータ収集と専門家の研究分析が、タイムリーに行われるようになった¹⁰⁾。

商務部は、これらの情報をもとに、各産業の状況が安全か否かをきちんと指導・協調管理した上で、最高指導部に建設的な意見及び分析報告を提出し、最高指導部の意思決定に基づいて総合的、客観的かつまとまった政府見解を打ち出し、迅速かつ適切に政策を講じていくことができるようになったという意味で、このことは、極めて大きな意義をもつと考えられる。

4 部門横断的安全審査体制の確立

温家宝首相は2010年3月の演説で「外資の合併・買収への安全審査制度を早急に確立すべきだ」と強調した。今回の制度で具体化したといえる¹¹⁾。WTO加盟後における外資系企業の貿易や国内市場における地位の向上が著しく、外資 M&A による一部の産業、特にハイエンド産業における売上高シェア・利潤面で独占的状況が進行していることを踏まえてのことと思われる。

同年4月、『国務院による外資利用活動の一層の推進に関する若干の意見』（『国務院關於進一步做好利用外資工作的若干意見』、国発〔2010〕9号）が公布され、引続き外資導入の多様化をはかるが、単なる外資導入からノウハウ（先端技術・R&Dセンター等）の導入に転換することに重点に置くこと、外資による国内資本企業の M&A を推進するとともに、独占的事態の発生に対する審査を強化し、外資による M&A 安全審査体制の確立を急速に推進する旨が盛り込まれた¹²⁾。

これらの動きをうけて、国務院は2011年2月に『外国投資者による国内企業 M&A に対する安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁通知』（『国務院弁公庁關於建立外国投資者并購境内企業安全審査制度的通知』、国弁發〔2011〕6号）を出した。対象企業となっているのは、外資持株25%以下（25%以上の場合、法律では外商投資企業とみなす）の国内資本企業が外国投資者によって買収・合併されるものとなっている。

国務院の下に新設される政府部門横断的専門会議（以下ジョイントコミティと略す）が、実際の審査を手掛ける。マクロ経済政策を担う国家発改委や商務部などが中心となり、同会議を統括し、事案を取り扱うが、関連部門・分野有識者（学者、業界・協会など）が臨時的に参加する形によって構成されており、常設機関では

ない。

(1) 審査範囲と手順

国務院『通知』は、安全審査の対象範囲とする産業の細分化にはじめて言及しており、図2のように、審査手順も詳しく明示されているから、透明性の向上につながり、国家経済安全を重視する姿勢が窺われる。しかし、1つの問題が残された。

「外国投資者」の定義が必ずしも明確でないことである。例えば、外国にある中国人が支配している企業もこれに属するか否かということが挙げられる。

(2) 審査基準

国務院は、外国投資者が国内資本企業を買収・合併(M&A)する際に、安全保障上の問題がないかどうかを審査する制度の導入を決めた。外資が中国本土の企業の以下の4つ状況で「実質的な支配権」を握ろうとする場合の審査を行う。

- ① 1社の外資(連結支配子会社等)が対象企業株式の50%以上を取得しようとする場合
- ② 数社の外資による保有が50%以上の場合
- ③ ①と②に関連しても持株比率が50%未満の場合でも取締役会の決定に重要な影響を与えたりするような場合
- ④ その他の経営意思決定、財務、人事、技術等の実質的支配権が外資側に譲渡される場合

今回の国務院『通知』は、何維達及び景玉琴氏等¹³⁾が指摘した③と④のような株式や資産の実質的な支配権が中国側にあるものの、核心技术の開発主導権、中核部品調達権、販売ルートなどの重要意思決定権の譲渡が外資によって握られる場合の意見を取り入れ、監督・管理体制下におくことにした政策意思決定である。

(3) 審査内容

表4のように、審査範囲には国防・軍事関連部門と戦略的な中核工業経済部門が含まれてい

表4 外資 M&A 国家安全審査範疇

国防関連部門	i 軍需企業および関連企業 ii 重要かつ敏感な軍事施設周辺企業、国防安全に係わるその他のもの
戦略的・中核的部門	i 重要な農産品 ii 重要なエネルギーまたは資源 iii 重要なインフラ iv 重要な運輸サービス v ハイテク・基幹技術 vi 重大な機械装備製造

注：中国政府玄関 HP http://www.gov.cn/zwgk/2011-02/12/content_1802467.htm。

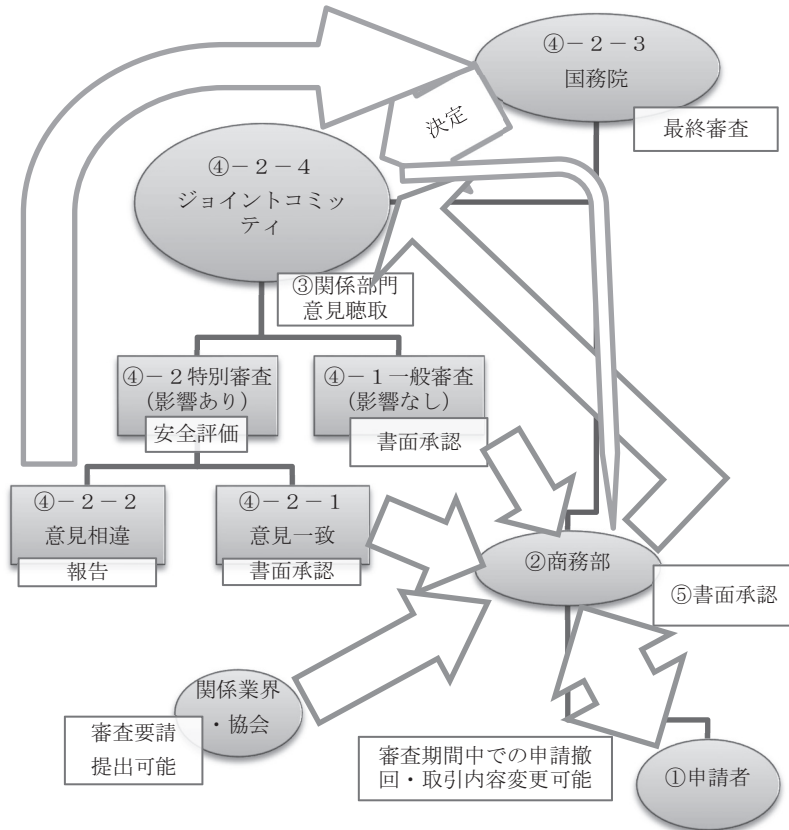
る。上段の審査内容は国防安全、具体的には国防需要上の国内製品生産能力、国内サービス提供能力と関連設備施設に対する影響を分析することである。下段は、国の経済安定運営や社会の基本的な生活秩序と国家安全に係わるコア技術 R&D 能力に対する影響を分析・判断することである。

中国も米国の CFIUS と同様の組織を整えた形となっている。以前よりも手続きの透明性を高めた半面、制度の運用次第で、中国企業の買収の新たな関門となる可能性もある。

図2のように、外資が中国企業を買収しようとする際は、まず商務部に申請する。商務部は申請を受け付けた後、5日以内に新設するジョイントコミッティに審査を求める。同ジョイントコミッティは商務部の要請を受けた後、5日以内に関連部門と案件が妥当かどうかを協議する。関連部門は20日以内に意見を提出する。問題がなければ、同ジョイントコミッティは5日以内に結果を商務部に通知する¹⁴⁾。

30日間の一般審査を通らなかった場合は、特別審査の過程に移り、同ジョイントコミッティは60日間で結果を出す。それでも意見が一致しなければ国務院に最終決裁を求める。

同ジョイントコミッティのような安全審査は、上段で紹介した米カーライル社による徐州工程の買収が行われる際に、商務部によって、



出所：中国政府玄関 HP http://www.gov.cn/zwgk/2011-02/12/content_1802467.htm，中国商務部玄関 HP <http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/n/201108/20110807713480.html> により筆者作成。

図2 外資 M&A 安全審査メカニズム

部門横断の形で、有識者会合として中国国内ではじめて開かれた。その背景には、一連の国内装備工業中堅企業が M&A で外資の支配下に置かれていったことが挙げられよう¹⁵⁾。

上記の国務院『通知』をうけて、商務部は2011年3月に『外国投資者による国内企業 M&A に対する安全審査制度関連事項の実施に関する暫行規定』（『商務部実施外国投資者并购境内企業安全審査制度的暫行規定』，商務部公告2011年第8号）¹⁶⁾（暫定有効期限は2011年8月末までとし、それまでに有識者または当該業種協会等の意見を総合的に取り入れる）を公布し、外国資本が中国企業の M&A を計画する際の安全保障問題に係わる審査制度を設けると

発表した。中国国内資本企業の買収を狙う外資にとって、新しいハードルができる格好となる。

国務院は2011年2月にはじめて制定された安全審査制度に沿い、商務部のホームページ上に通知を載せたと『日本経済新聞』が報道している¹⁷⁾。国務院『通知』に属する産業分野(表4参照)に係わる外資 M&A 案件は、図2のようなロードマップで以下のような資料を商務部に提出しなければならないと定められている。

- ① 申請者の法人代表者自署の M&A 安全審査申請書と取引状況説明書
- ② 外資投資者証明資料および法人登録証明、営業許可証コピー
- ③ 外国投資者及び関連企業（実質支配人ま

たは利益関係一致行動者)に関する状況説明, 関連外国政府との関係

- ④ 買収先企業の状況説明, 財務諸表, 買収前後の組織構図と組織要員, 買収契約
- ⑤ 株式 M&A の場合, 外国投資者の増資契約, 株主総会及び取締役会決議
- ⑥ 買収資産については, 国内企業経営意思決定機関或いは所有者の売買契約詳細並びに資産査定報告

上述の規定からみると、『外資投資者による国内企業 M&A に関する規定』(『關於外国投資者并購境内企業的規定(改正版)』, 商務部令 2009年第 6 号)¹⁸⁾ に比べ, ⑥の中にある資産査定報告書の提出が新たに義務づけられ, 国有資産の過小評価延いては流失を事前防止する姿勢が窺える。

2011年 9 月には、『暫行規定』が廃止され, 『外国投資者による国内企業 M&A に対する安全審査制度の実施に関する商務部規定』(『商務部実施外国投資者并購境内企業安全審査制度的規定』, 商務部公告 2011年第 53 号) が公表された。「暫行規定」と異なる 2 カ条が追加された。

① 商務部が外資 M&A に関する実質の取引内容と実質的な影響をみたうえで, 安全審査範囲に属するか否かを判断することが規定されている。外国投資者が何等かの方法(代理保有, 信託, リース, 貸付, 内部取決支配¹⁹⁾, 国外取引等)を用いて安全審査基準をみたさないように操作することを禁止することである。

この追加背景としては, 商務部の『暫行規定』では「外資」または「外国投資者」の定義が明確に定められておらず, たとえば, タックスヘイブンに登録している国内資本企業の母体(実際の運営主体は中国にある)に対する外国人(或いは中国籍の人)による M&A などの規定にはまったく触れていないから, 外資はこの点を利用する可能性があり, 注意する必要があった。

- ② 関連審査機関の担当者らによる国家機密,

商業機密またはその他の機密保持義務が規定に入れられた²⁰⁾。

この追加背景としては, 中国では汚職や贈収賄の摘発事件が跡を絶たないため, とくに部門長官から一連のクラス幹部にいたるまでが拘束される事態がなくなる状況になっていないことからであろう。これを明文化することによって, あらゆる利益関係の肥大化による汚職や贈収賄を牽制する意図が明確に打ち出されている。

おわりに—議論の整理

さて, 終わりに当たって, 筆者たちの観点からの若干のまとめを行っておきたい。

1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議において, 改革・開放の新方針が打ち出されて以来, 中国は世界経済のグローバリゼーションが強力かつ全面的に推し進められる世界的環境に対し, また, 中国自体この動きの中に内包される危険性を認識し, これを排除, 抑止しつつも, 全体としてはこの積極面を自国経済の発展に取り込もうという方向に舵を切り, 2001年末に WTO 加盟を経て今日に到っている。

1 2011年における内資企業と外資系企業的基本的位置

この間, 外資系企業の進出が大きく進み, 貿易の動態もその主軸が中国内資企業から外資系企業に移っていった。因みに, 2012年の場合, 中国の輸出入総額は 3 兆 8,667 億 6 千万ドルであるが, このうち外資独資企業, 合弁企業, 合作企業で構成される外資系企業の輸出入総額は 1 兆 8,939 億 98 百万ドルで, 全輸出入総額の約 49% を占める。外資の経営支配の関係がない国有企業と集団企業の輸出入総額は約 22%, 株式取得によって外資系企業という立場になったような外資系企業²¹⁾ を含めた外資系企業全体の全輸出入額総額は, おそらく 50% を超えるとき

られる。

2011年における外資系企業の中国経済における位置について概観すると、同年の中国のGDPは約47兆2,882億元、ドル換算で7兆3,201億ドルで、同年の外資直接投資実行投資額は1,160億ドルであったから、その比率はほぼ2%不足である²²⁾。『中国工業経済統計年鑑2012』によれば、規模以上の工業企業²³⁾全体の販売額は82兆7,797億元、外資系工業企業²⁴⁾のそれは21兆4,717億元で、外資系工業企業の比率はほぼ26%である。全体の本業営業収入は84兆1,830億元、外資系工業企業のそれは21兆6,304億元で、外資系工業企業の比率はほぼ26%を占める。資産額でみると、全体の資産額は67兆5,797億元、外資系工業企業のそれは16兆1,988億元で、その比率はほぼ24%である。利潤総額では、全体の利潤総額は6兆1,396億元、外資系工業企業のそれは1兆5,494億元で、その比率は25%である。固定資産合計額では、全体のそれは16兆2,168億元、外資系工業企業のそれは4兆4,637億元で、その割合は28%を占める。

外資直接投資実行投資額をGDPとの関連でみる限り、それほど深刻視するほど大きな比重を占めるわけではない。しかし、本稿で主として問題とする工業部門の状況を見ると、いささか事情が異なっていることに気が付く。上に挙げた若干の指標に照らして、工業部面を全体的にみると、外資系工業企業の地位が20%中ごろから30%近くになっていることがわかる。従来中国側にとって30%というのは第一次的には考慮すべき指標段階と意識されていたとみられる節もあったので、穿った見方をすれば、従来から底流で意識されていたことが実態としても浮上してきているとみられなくもない。

こういった議論の源流は、まずは解放前中国の外資直接投資の性格と問題を巡る論争を背景として、今日の外資直接投資と解放前中国にお

ける外資直接投資の基本的前提条件や性格がどううちがうのかといった問題意識から出て、その上で今日の外資直接投資の積極面と警戒すべき側面をどうみるのか、これを政策上どう取り扱ったらよいのかという問題として議論された²⁵⁾。中国が外資直接投資導入を本格化してくるのにもない、また、経済のグローバリゼーションを受け容れることに舵を切ってから、先進国発展水準から遠く隔たった水準の中国経済にとって、改めて外資直接投資導入の積極的意味を、即ち外資系企業主体の評価を巡って、短期的に見て、また長期的に見て、競争の相手として、また合作相手として、発展推進の主体として、また発展を担う主体としてみた場合どうかを巡って、学界及び国家関連部門・研究機関などの専門家は、経済のグローバリゼーションの中における国民経済、国家経済の存在意義とその安全の確保問題として議論するところとなった。

第5表は、2011年に主要工業部門において外資系企業がどういった地位にあるかをみたものであるが、これによると、各主要工業企業部門別販売高の中に占める当該部門外資系企業販売高が30%を超えるのは食品製造(33.05%)、飲料製造(30.76%)、服装・靴・帽子(35.54%)、皮革・毛皮・羽毛及びその製品(43.67%)、文化・教育・体育用品(51.74%)、交通・運輸設備(44.48%)、電気機械及び機材(30.12%)、通信設備・コンピュータ及びその他の設備(76.45%)、科学機器・計器および文化・事務用機械(46.27%)、工芸品及びその他の製造(31.34%)等となっている。

各主要工業企業部門別輸出額の中に占める当該部門外資系企業輸出高は、鉄金属製錬及び圧延加工部門を除くほとんどの部門でその比率は30%を超えている。特に、服装・靴・帽子(58.65%)、皮革・毛皮・羽毛及びその製品(67.06%)、家具製造(60.01%)、製紙及び紙製

表5 主要工業部門別外資系企業の地位 (2011年)

業種	外資系工業企業					外資系工業企業 内外市場構成		内資工業企業			内資工業企業 内外市場構成	
	販売高 比率 (a)	輸出高 比率 (b)	国内 販売高 比率 (c)	固定 資産額 比率 (d)	利潤額 比率 (e)	国内 市場 比率 (f)	海外 市場 比率 (g)	販売高 比率 (h)	輸出高 比率 (i)	国内 販売高 比率 (j)	国内 市場 比率 (k)	海外 市場 比率 (l)
食品加工	20.48%	44.29%	19.17%	21.18%	18.55%	88.76%	11.24%	79.52%	55.71%	80.83%	96.36%	3.64%
食品製造	33.05%	45.11%	32.25%	33.25%	35.29%	91.44%	8.56%	66.95%	54.89%	67.75%	94.86%	5.14%
飲料製造	30.76%	47.99%	30.45%	35.17%	22.07%	97.26%	2.74%	69.24%	52.01%	69.55%	98.68%	1.32%
紡織	20.80%	46.85%	16.04%	22.78%	21.09%	65.17%	34.83%	79.20%	53.15%	83.96%	89.62%	10.38%
服装・靴・帽子	35.54%	58.65%	28.08%	37.80%	36.99%	59.74%	40.26%	64.46%	41.35%	71.92%	84.35%	15.65%
皮革・毛皮・羽毛(綿毛)及びその製品	43.67%	67.06%	34.85%	43.80%	42.97%	57.94%	42.06%	56.33%	32.94%	65.15%	83.98%	16.02%
木材加工及び木・竹・藤・シュロ・草製品	10.52%	32.28%	8.61%	12.67%	10.04%	75.22%	24.78%	89.48%	67.72%	91.39%	93.89%	6.11%
家具製造	29.50%	60.01%	19.29%	31.65%	25.43%	49.02%	50.98%	70.50%	39.99%	80.71%	85.79%	14.21%
製紙及び紙製品	28.28%	73.10%	25.83%	41.09%	29.04%	86.59%	13.41%	71.72%	26.90%	74.17%	98.05%	1.95%
印刷・記録媒体の複製	23.62%	73.11%	19.37%	25.15%	29.98%	75.48%	24.52%	76.38%	26.89%	80.63%	97.21%	2.79%
文化・教育・体育用品	51.74%	72.17%	35.10%	53.78%	37.84%	37.39%	62.61%	48.26%	27.83%	64.90%	74.12%	25.88%
石油加工・コークス及び核燃料加工	12.51%	46.84%	12.17%	12.31%	20.53%	96.31%	3.69%	87.49%	53.16%	87.83%	99.40%	0.60%
化学原料及び化学製品	26.15%	49.01%	24.68%	28.26%	30.80%	88.65%	11.35%	73.85%	50.99%	75.32%	95.82%	4.18%
医薬品	24.47%	41.33%	23.15%	25.92%	25.69%	87.80%	12.20%	75.53%	58.67%	76.85%	94.39%	5.61%
化学繊維	29.29%	37.98%	28.66%	36.06%	41.55%	91.28%	8.72%	70.71%	62.02%	71.34%	94.10%	5.90%
ゴム製品	29.41%	47.87%	25.33%	38.53%	21.71%	70.55%	29.45%	70.59%	52.13%	74.67%	86.64%	13.36%
プラスチック製品	29.44%	67.66%	23.18%	35.36%	26.41%	67.68%	32.32%	70.56%	32.34%	76.82%	93.55%	6.45%
非金属鉱物製品	13.16%	49.78%	11.57%	19.46%	14.18%	84.23%	15.77%	86.84%	50.22%	88.43%	97.59%	2.41%
鉄金属製錬及び圧延加工	12.86%	25.99%	12.39%	10.62%	13.49%	93.12%	6.88%	87.14%	74.01%	87.61%	97.11%	2.89%
非鉄金属製錬及び圧延加工	13.57%	48.96%	12.11%	16.52%	12.96%	85.79%	14.21%	86.43%	51.04%	87.89%	97.67%	2.33%
金属製品	24.45%	59.68%	19.10%	25.57%	24.97%	67.82%	32.18%	75.55%	40.32%	80.90%	92.97%	7.03%
一般設備	22.58%	59.40%	18.67%	26.03%	27.02%	74.78%	25.22%	77.42%	40.60%	81.33%	94.97%	5.03%
専用設備	23.31%	59.50%	19.66%	22.19%	24.74%	76.63%	23.37%	76.69%	40.50%	80.34%	95.17%	4.83%
交通・運輸設備	44.48%	47.37%	44.12%	37.34%	56.83%	88.34%	11.66%	55.52%	52.63%	55.88%	89.63%	10.37%
電気機械及び器材	30.12%	64.21%	22.17%	31.42%	28.98%	59.71%	40.29%	69.88%	35.79%	77.83%	90.32%	9.68%
通信設備・コンピュータ及びその他の設備	76.45%	90.87%	54.91%	68.10%	63.09%	28.81%	71.19%	23.55%	9.13%	45.09%	76.79%	23.21%
科学機器・計器及び文化・事務用機械	46.27%	84.41%	30.38%	35.09%	41.47%	46.37%	53.63%	53.73%	15.59%	69.62%	91.47%	8.53%
工芸品及びその他の製造	31.34%	51.52%	23.96%	26.47%	32.22%	55.95%	44.05%	68.66%	48.48%	76.04%	81.07%	18.93%
以上小計	29.23%	68.79%	22.80%	27.53%	30.56%	67.09%	32.91%	70.77%	31.21%	77.20%	93.83%	6.17%
その他	6.20%	33.74%	6.11%	7.25%	8.09%	98.21%	1.79%	93.80%	66.26%	93.89%	99.77%	0.23%
合計額	25.94%	68.65%	20.10%	20.23%	25.24%	68.15%	31.85%	74.06%	31.35%	79.90%	94.91%	5.09%

注：a = 外資系工業企業販売高比率 = 外資系工業企業販売高 / 全工業企業販売高

b = 外資系工業企業輸出高比率 = 外資系工業企業輸出高 / 全工業企業輸出額

c = 外資系工業企業国内販売高比率 = 外資系工業企業国内販売高 / 全工業企業国内販売高

d = 外資系工業企業固定資産額比率 = 外資系工業企業固定資産額 / 全工業企業固定資産合計額

e = 外資系工業企業利潤額比率 = 外資系工業企業利潤額 / 全工業企業利潤総額

f = 外資系工業企業販売高の国内市場比率 = 外資系工業企業国内販売高 / 外資系工業企業販売高

g = 外資系工業企業販売高の海外市場比率 = 外資系工業企業輸出高 / 外資系工業企業販売高

h = 内資工業企業販売高比率 = 内資工業企業販売高 / 全工業企業販売高

i = 内資工業企業輸出高比率 = 内資工業企業輸出高 / 全工業企業輸出高

j = 内資工業企業国内販売高比率 = 内資工業企業国内販売高 / 全工業企業国内販売高

k = 内資工業企業販売高の国内市場比率 = 内資工業企業国内販売高 / 内資工業企業販売高

l = 内資工業企業販売高の海外市場比率 = 内資工業企業海外販売高 / 内資工業企業販売高

なお、ここでいう全工業企業とは、脚注(23)で説明したように、本業営業収入が2,000万元以上の工業企業を指す。

出所：国家統計局工業統計司編『中国工業統計年鑑 2012』、中国統計出版社、2012年、50～51頁、57頁、82～83頁、87頁より作成。

品 (73.10%), 印刷・記録媒体の複製 (73.11%), 文化・教育・体育用品 (72.17%), プラスチック製品 (67.66%), 金属製品 (59.68%), 一般設備 (59.40%), 専用設備 (59.50%), 電気機械及び機材 (64.21%), 通信設備・コンピュータ及びその他の設備 (90.87%), 科学機器・計器および文化・事務用機械 (84.41%), 工芸品及びその他の製造 (51.52%) 等で, 化学原料及び化学製品 (49.01%), 非金属鉱物製品 (49.78%), 非金属製錬及び圧延加工 (48.96%) 等もほぼ50%に近い。

固定資産合計額で同上の比率が30%を超えるのは, 食品製造 (33.25%), 飲料製造 (35.17%), 服装・靴・帽子 (37.80%), 皮革・毛皮・羽毛及びその製品 (43.80%), 家具製造 (31.65%), 製紙及び紙製品 (41.09%), 文化・教育・体育用品 (53.78%), 化学繊維 (36.06%), ゴム製品 (38.53%), プラスチック製品 (35.36%), 交通・運輸設備 (37.34%), 電気機械及び機材 (31.42%), 通信設備・コンピュータ及びその他の設備 (68.10%), 科学機器・計器および文化・事務用機械 (35.09%) 等である。

利潤総額で同上の比率をみると, 利潤総額が30~50%のものは, 食品製造 (35.29%), 服装・靴・帽子 (36.99%), 皮革・毛皮・羽毛及びその製品 (42.97%), 文化・教育・体育用品 (37.84%), 化学原料及び化学製品 (30.80%), 化学繊維 (41.55%), 交通・運輸設備 (56.83%), 科学機器・計器および文化・事務用機械 (41.47%) 工芸品及びその他の製造 (32.22%) 等で, 交通・運輸設備 (56.83%) と通信設備・コンピュータ及びその他の設備 (63.09%) 部門は50%を超えている。

上述の外に若干の特質を見ておこう。

① 食品製造, 服装・靴・帽子, 皮革・毛皮・羽毛及びその製品, 文化・教育・体育用品, 電気機械及び器材などの部門では, 当該工業部門全体に占める外資系工業企業

の販売額の比率と固定資産合計額の比率がほぼ似通った関係にあることが見いだせる。交通・運輸設備, 通信設備・コンピュータ及びその他の設備, 科学機器・計器および文化・事務用機械, 工芸品及びその他の製造等の部門では, 同上の固定資産合計額比率が販売額の比率よりも少ない。これと反対に, 固定資産合計額比率が販売額比率より大きいのは飲料製造, 化学繊維, ゴム製品等の部門である。

② 部門別にみた外資系工業企業の利潤総額が最も大きいのは交通・運輸設備部門であるが, 販売額からみると通信設備・コンピュータ及びその他の設備部門の販売額が最も大きい。前者では, 外資系企業の当該部門における利潤額の比率は同販売額比率に比べ1.28で, 後者では0.83となっている。前者と同じ構造がみられるもので, 販売高比率が30%を超えるのは食品製造, 30%未満のものは印刷・記録媒体の複製 (販売高シェアでは23.62%), 石油化工・コークス及び核燃料加工 (同12.51%), 化学原料及び化学製品 (同26.15%) 医薬品 (同24.47%), 化学繊維 (同29.29%), 一般設備 (同22.58%) などである。後者と同じ構造がみられるもので, 販売高比率が30%を超えるのは飲料製造, 文化・教育・体育用品, 電気機械及び機材, 通信設備・コンピュータ及びその他の設備, 科学機器・計器および文化・事務用機械で, 販売高比率が30%未満の部門は家具製造 (29.50%), ゴム製品 (29.41%), プラスチック製品 (29.44%) 等である。前者の構造をもつ分野では, 個別企業別にはともかく, 外資系工業企業が内資工業企業に比べてより優位にあることが推測される。後者の構造をもつ分野では, 外資系企業は必ずしも優位に立っているとは言えないが, 通信設備・コ

ンピュータ及びその他の設備と科学機器・計器および文化・事務用機械分野では、当該分野における外資系工業企業の販売高比率から見ると、当該分野では外資系工業企業と内資工業企業との比較で状況をみると同時に、あるいは外資系企業間の競争上の観点を入れて問題をみる必要があるかもしれない。その他の分野では両指標の比較では、ほぼ比例的関係にある様子が窺われる。

- ③ 次に外資系工業企業の国際競争力と中国国内市場における地位を一瞥しておきたい。各主要工業企業部門別販売高に占める外資系工業企業の輸出額の比率が50%を超える部門は、服装・靴・帽子（58.65%）、皮革・毛皮・羽毛及びその製品（67.06%）、家具製造（60.01%）、製紙及び紙製品（73.10%）、印刷・記録媒体の複製（73.11%）、文化・教育・体育用品（72.17%）、プラスチック製品（67.66%）、金属製品（59.68%）、一般設備（59.40%）、専用設備（59.40%）、電気機械及び機材（64.21%）、通信設備・コンピュータ及びその他の設備（90.87%）、科学機器・計器および文化・事務用機械（84.41%）、工芸品及びその他の製造（51.52%）で、ここで取り上げた28部門中14部門にのぼり、同比率が40以上50%未満のものは食品加工、食品製造、飲料製造、紡織、石油加工・コークス及び核燃料加工、化学原料及び化学製品、医薬品、ゴム製品、非金属鉱物製品、非鉄金属製錬及び圧延加工、交通・運輸設備の11部門、20～30%台のものは木材加工及び木・竹・シュロ・草製品、化学繊維、鉄金属製錬及び圧延加工の3部門に過ぎない。

しかし、上述の中国の輸出の多くを担っているのが外資系工業企業であるという事実（『中国工業統計年鑑 2012』の統計でみる限りで

は、2011年の外資系工業企業輸出額は工業部門の総輸出額の68.65%を占める）は、外資系工業企業の市場の多くが、必ずしも中国外の外国市場であることを意味するものではない。このことは、第5表の外資系工業企業の輸出比率の欄を見れば明らかとなる。いささか単純に割り切った言い方をすれば、主要工業部門における外資系工業企業販売高に占める輸出比率が50%を超えているのは家具製造、文化・教育・体育用品、通信設備・コンピュータ及びその他の設備、科学機器・計器および文化・事務用機械の部門である。その他の外資系工業企業のこの輸出比率が50%未満の部門は、主要な市場を中国国内にしていることになる。片岡は前著²⁶⁾で同一系統資料に基づいて、2001年の外資系工業企業販売額に占める輸出比率をみているが、2011年には多くの部門で輸出比率は下がり、2001年に輸出比率が50%を超えていた（輸出指向型進出業種）紡織、アパレル、皮革・毛皮・羽毛及びその製品部門では、外資系工業企業の輸出比率は50%を割り（国内市場に中心を移している）、家具製造（65%→51%）、文化・教育・体育用品（79%→63%）、科学機器・計器および文化・事務用機械（73%→54%）等の部門でも輸出比率は下がってきているが、まだ輸出比率は50%以上で、外資系企業の内外市場における地位の強さを示している。通信設備・コンピュータ及びその他の設備部門のみが、この間に53%から71%に上昇している。この部門では、2011年には当該全工業部門輸出額の90%以上が外資系企業によって輸出されていると同時に、国内市場でも外資系企業は71%のマーケットシェアをもつという、外資系企業の内外両市場における圧倒的な制覇の姿を見せつけている。

上に示した2011年における当該部門全工業企業輸出額に占める外資系工業企業輸出額の

比率（当該外資系工業企業輸出比率）は、多くの部門で2001年に比べると相当高くなっており、各部門の外資系企業販売額に占める内外市場構成比率を合わせ考えると、外国市場において外資系工業企業は内資工業企業に比べその地位を相当高めており、さらに同時に中国国内市場向けにも販売を急速に伸ばしてきていることがわかる。

2 議論の整理

上述のところでは、現在中国経済における外資系企業、特に外資系工業企業の位置を一瞥してみたわけであるが、この条件の中で、しかも開題で述べたように、経済のグローバリゼーションの中で、中国は全体としての国家安全の重要な構成として、固有に国家経済安全を位置づけ、産業安全²⁷⁾を問題とするわけであるが、この場合の重点は、長期・継続的な経済発展の確実な保障ということにある。

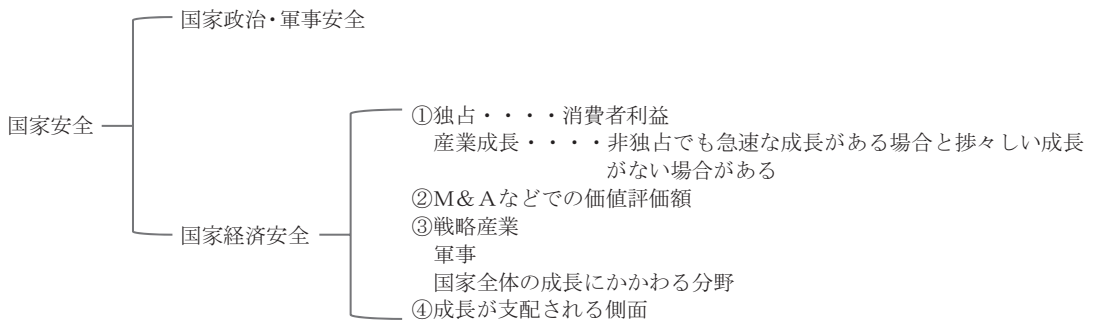
国家経済安全の観点からする産業安全問題は、大別すると、静態的競争の側面からの問題と発展という動態的側面からの問題に分けることができよう。

静態競争論の観点からみれば、現状の競争条件の下で内資企業が競争上敗退していき、その延長線上で内資企業が倒産の状況に陥るとか、あるいは当該産業の中で基軸的存在から下請け的存在に転落していくような場合が考えられる。動態的側面との関連でみれば、静態的状况

の前提にもとづいて、国全体の産業構造の編成問題と結びつく局面が考えられなくもない。

外資独資企業の設立、M&Aに対するほぼ全面的な開放は（WTO加盟によって急速化した²⁸⁾、改めて国家経済安全に対する認識を深めたといえる。

上に見てきた国家産業安全に関する諸説を総合的に解釈すれば、産業発展説と産業権益説はいずれも、経済のグローバリゼーションの下で、一国の産業の安全とは、一国の産業が安定、持続的かつ健全な発展を保持（外資直接投資による損害、あるいは脅威に抵抗できる、内外の要素による破壊あるいは脅威をうけない）することであるとの枠組を提示しており、経済のグローバリゼーションを受け容れる（拒否するよりも受け容れる方が総合的にメリットが大きいとの判断が前提になっている）という条件の下では、当該国産業の国際競争力の継続的發展がはかられ、保持される条件が醸成されなければ、一時的に外資の利益に沿う形で外資による国際競争力が発揮され、成長が得られたとしても、一国の産業が安定、持続的かつ健全な発展を保持することはできまいから、産業発展説と産業権益説の枠組の中には、すでに自国産業競争力説の内容は含まれているとみることができる。また、第一の見解である自国資本産業支配権・支配力説は、上述の内容条件を確保、保障するためには、グローバルな市場原理に基づく貿易や投資による発展指向の中に内包される



外資の経済支配力の浸透と、国民経済全体の外資の利益に向けての経済配置の中に、国民経済の生命線としての自国産業の埋没を防ぎ、グローバル競争の中における本来の競争的均衡に向かっている動態と、外資との継続的、安定的相互上向的發展を保障するために、自国重要産業・部門に支配権・支配力を保留しなければならないとする主張であるから、上述の産業發展説と産業權益説のいう、一国の産業が安定、持続的かつ健全な發展を保持するための重要な条件を特に取り出して主張しているといえる。本稿で産業安全総合説と名付けた説は、上述の筆者らとほぼ同様な理解を底に置いた形で打ち出したもののように思われる。

上述の議論の観点からすれば、産業支配力は単に排外的意味で当該産業の支配力をもつだけでは意味がなく、国際競争力を背景にした支配の実体を問題にしなければならないわけであり、逆に言えば、株式の過半数を自国資本が保有していたとしても、国際競争力を実体的に背後で支える核心技術（一般的レベルの技術と区別される）の掌握がどうになっているかが問題となる場合がある。この部分が外資によって掌握されていれば、外資の世界戦略的配置目的によっては、投資先国の産業の高度化は必ずしも継続的に進むとは言えない場合が生ずる可能性がある²⁹⁾。この意味からいえば、経済のグローバル化下における国際競争力を問題とする場合、従来の経済のグローバル化がまだそれほど進んでいない状況下における比較優位としての国際競争力と区別して、従来の比較優位経済構造の要素の上に、外資系企業と内資企業（民族企業）間の競争を視野に入れて考えなければならないのである。ここから、内資企業の国際競争力を支える戦略的産業としての国民経済全体に対する重要性が浮かび上がり、それが産業安全の問題として提起されることになる所以がある。

この点を、上段で述べた静態的競争と関連させて考えると、内資企業が外資系企業との競争で敗退していくの幾つかの要因の中で、技術的生産性の要因に属する部分に焦点を合わせてみると、その背後にある究極的要因として、経済のグローバル化が実体化した状況下における、グローバル企業間の絶対的競争を支える核としての戦略産業の安全問題が、明確に浮かび上がってくる。議論は単なる静態的競争上の保護といった次元の問題から、中心的問題の焦点が、競争力を創出、さらに發展の凌駕への礎をどう築いていくのかという次元のものになる。

具体的な事例として取り上げた「米カーライル社による徐工機械の M&A」案件でも、中心的議論は、①自動車産業政策上から見た問題、②中国の核心技术主導権の喪失と国際産業連鎖の末端・低付加価値国際分業への固定化に対する危機、③外資による中国の革新型国家土台の崩壊に対する危機、④国家経済利益の核心利益の喪失に対する危機、⑤民族ブランド擁護、⑥自主發展主導権の喪失に対する危機、⑦国内市場独占反対、⑧低価値買収による民族資産の喪失、こういった問題が指摘されている。対する反論としては、当該案件は、①危機論者のいう対象産業に該当しないこと、②危機にたいする対策が十分にとられていることなどが挙げられているが、注目すべきは、個別企業の M&A 問題、企業防衛・安全問題と国家経済安全問題は全く別次元の問題であるとの観点から、問題提起する論者の意見である。

個別企業の M&A 問題、企業防衛・安全問題と国家経済安全問題を理論的に別次元の問題である（個別企業は直接的に国家経済安全問題に責任を負うことはできない）とする立論に対して、筆者たちは一応の評価をすると同時に、では企業は国家経済安全のすべての任務から解放され、自由になることができるのかと問いた

い（優れた先進国ほどこの自由度は高いかにもえるように思われる）。社会主義市場経済も市場経済であるが、資本主義市場経済はいうに及ばず、企業は競争的企業として設定されている。企業間競争には、競争メカニズムを通じて個別的には企業淘汰概念が予め用意されていることは言うまでもない。しかし同時に、企業間競争は競争を通ずる経済発展過程を通じて国家経済安全の任務を担う仕組として設定されていることになっていると筆者たちは考えている。したがって、筆者たちは後半部分の、この観点からの問題を再整理する方向での論に注目したい。

この方向での見解として注目すべきは、桑百川氏の見解である。氏の論は三重構造になっているところが特徴である。まず、国家経済安全を保障する観点から、①当該事業の性格上外資を含む非公的資本の参入を禁止する分野（戦略物資〈石油、棉花、食糧等〉の準備体系、重要な軍事工業、重要な公共的産業及び公共サービス事業等）、②社会の公平性を保障するために主軸企業が国の重点投資対象となる分野（自然的独占産業）、③国民経済基幹産業とハイテク産業（自動車、石油化学、機械・電子、建築業）の主要部門における主軸企業では過半数の株式は公有資本とし、ハイテク産業の主要部門の研究・生産では公有資本が重要なウェイトをもつべきであるという。第二に、①は外資の参入禁止、②は少なくとも外資は支配権を獲得できない、③特に上記したもの以外は基本的には民营とし、外資の参入に制限を設けるべきではないという。

上に見てきた第5表の2011年における主要工業部門別外資系企業と内資工業企業の地位の対比からみると、やはり内資企業と外資系企業の間に隔絶した差があることを髣髴とさせる上記③の国民経済基幹産業とハイテク産業に問題の焦点が当てられていることがわかる。これら部門を除く各主要工業企業部門販売高の中に占め

る当該部門内資企業販売高が70%を割り込んでいるのは、食品製造、飲料製造、服装・靴・帽子、皮革・毛皮・羽毛及びその製品、文化・教育・体育用品、工芸品及びその他の製造等で、これら部門は潜在的には比較優位部門で、これら部門では輸出も従来の中国でいう加工型輸出からOEM型、ODM型、OBM型輸出に移っていていることを踏まえると³⁰⁾、これら部門の競争力の中身の内には、ある意味では社会文化的要素が含まれ、先進国文化・生活様式の先導者としての外資系企業の役割がもつ意味もあるが、中国の経済発展につれて、企業間競争過程を通じて、それらが中国の内資企業の中でも、消化・吸収・融合・創造の過程を経て進行する可能性が高いとみているのであろう。

要約的に言えば、①元来公有資本として運営すべき分野があること、②一国の産業が安定、持続的かつ健全な発展を保持することを背後で支える位置に立つ分野で、先進国と比べて隔絶した差があり、これを市場原理によって克服することが極めて難しく（国による強力な支援が必要なこと）、この分野で外資が支配的地位に立つと、その利益に沿った経済論理が貫徹し、国民経済全体の継続的発展が脅かされることから、外資参入も含めた市場原理と区別された企業の構築をはかる客観的根拠が存在すること、③その他の分野は、②の分野の背景の下に、企業の自主研究・開発を含む企業努力による競争を通じる経済発展過程を経由して、全体としての国家経済安全の任務の一翼を担うべきで、それぞれの分野固有の自己振興策こそが重要で、外資の参入は制限されるべきことではなく、個別の案件としてのM&Aなどによる市場独占といったような問題は、安全問題とはいっても、市場独占問題が必ずしも外資によるM&A問題に固有のことというわけではないから、この問題は直接に外資の参入を制限するといった問題としてではなく、市場独占に対する

対応問題としてきちんと分けて対応すべきであるという主張になるのであろうか。

こういった議論を背景に、官界、実業界などからの反応と対応が現れた。国務院は「装備（重大設備）製造業振興の加速化に関する若干の意見」を公布して、国内の装備製造業企業の発展を強化し、当該業種企業の国家経済安全、国防建設に対する見解を示した。また、国務院関連部門は、具体的案件と当該問題に関する検討に乗り出した。上述の議論を踏まえて、議論は装備製造業を中心に展開された。外資による M&A については、いくつかの研究によれば、外資は明確な戦略目標をもって行動していることが確認された。また、外資の国有企業に対する M&A には、買収側と被買収側双方にとって利益があるものの、中国の例では、ほぼ4つの大きな問題点があると指摘されている。以下の4点である。

- ① 中国側国有企業の M&A に対する目的意識が明確でなく、協議の失敗によるその後への発展への道が敷けないこと
- ② 制度上資産所有権がはっきりしていないことから、交渉上の主導権が空洞化し、無責任交渉と官僚主義的結果業績主義が跋扈すること
- ③ 外資選別の失敗からくる目標と結果のギャップが出ること
- ④ 企業の意思決定に対する政府側の権限乱用・支配による経済的利益の軽視と喪失が発生すること

これら4点は、中国側の経済管理体制、あるいは外資管理のあり方に関連する部分である。

国家経済安全との関連で、装備製造業のような部門における外資による M&A は、場合によっては内資企業の自主革新の基礎を弱体化させ、技術 R&D のような革新的能力を奪ってしまう。これが外資によって押さえられれば、長期的かつ持続的な利益獲得能力を失う。内資企

業が先進的な革新能力をもつことが、国家経済安全のミクロ的基礎であるという観点から、重点保護産業・具体的製品部門・企業の範囲を的確に確定するという課題が重要問題となる。一方でまた、何らかの基準によって中央政府審査部分と地方政府審査部分を区別して審査・管理するとか、部門横断的審査体制を整えるといった管理体制の整備といった課題が問題に上ってくることになる。

このような議論が深まり、提案も出されてくるにつれて、国務院及び各部は具体的に政策面でこれに取り組むようになった。

まず、2006年6月28日、『装備（重大設備）製造業振興の加速化に関する国務院の若干意見』（『国務院關於加快振興裝備製造業的若干意見（摘要）』³¹⁾）が公布され、この中では、装備製造業は、国民経済発展のために技術・装備を提供する基礎的産業であると位置づけられ、この振興は、科学発展観の徹底的な実行、新型工業化目標の実現、国際競争力の向上と国民経済全体の持続可能な発展を維持する上で、重要な戦略的措置としての意義をもつとされた。いくつかの比較的競争力ある大型装備製造業企業グループを発展させ、自主的な知的所有権をもつ重大技術装備の製造能力を増強し、エネルギー、交通、原材料等分野及国防建設の需要を概ね満たしていくことが、主要な目標とされる。国務院の下で、国家発改委を主管部門とし、同委員会が全体的協調の統括部門として、その任に当たる。

また、政府6部門による外資 M&A 法案の改正が行われ、2006年8月8日、対外貿易経済合作部（現商務部）、国家税務総局、工商行政管理局、外貨管理局の4つの中央政府部門によって、『外国投資者による国内資本企業 M&A に関する暫行規定』（『關於外国投資者并購境内企業的暫行規定』³²⁾）が修正され、上記の4部門と、証券監督管理委員会（証監会）、

国務院国有資産監督管理委員会(国資委)も加え、6つの部門が共同で、『外国投資者による国内資本企業のM&Aに関する規定』(『關於外国投資者并購境内企業的規定』)³³⁾を作成、公布(同9月8日施行)した。

外資による国内資本企業の合併・買収によって、持株M&Aまたは資産M&Aの形を通じた実際の支配権取得、または有名商標或いは中華民族伝統老舗商号の支配権取得を目的とする案件は、重点産業(2011年に明確化される・・・表4)に係わるか、または国家経済安全に影響を与える或いは影響の可能性がある場合、商務部に申告することが義務づけられた。また、登録資本に対する投資総額上限規定、国内市場独占に関する管理規定も盛り込まれた。

2006年9月には、商務部に産業損害調査とその裁決活動に携わる産業安全データバンクが設置され、産業損害警戒メカニズムの確立・完備がはかられ、産業安全の警戒・監督・管理メカニズムが正式に発足した³⁴⁾。

さらに、2011年2月国務院は『外国投資者による国内企業M&Aに対する安全審査制度の確立に関する国務院弁公庁通知』(『国務院弁公庁關於建立外国投資者并購境内企業安全審査制度的通知』、国弁発〔2011〕6号)³⁵⁾を發し、外資持株25%以下(25%以上の場合、法律では外商投資企業とみなす)の国内資本企業が外国投資者によって買収・合併される場合を対象として、従来の議論の中で提起されていた政府部門横断専門会議を国務院のもとに新設し、実際の審査に当たらせる方針を示した。この中では、審査範囲と手順、審査基準、審査内容がかなり明確に示された。上記の国務院『通知』をうけて、商務部は2011年3月に『外国投資者による国内企業M&Aに対する安全審査制度関連事項の実施に関する暫行規定』³⁶⁾を公布、同9月には、『暫行規定』が廃止され、『外国投資者による国内企業M&Aに対する安全審査制

度の実施に関する商務部規定』³⁷⁾が公布され、残されていた曖昧な点がより明確化された。

本稿を終えるに当たって、本題に先行する議論との関連、本題で議論された内容がより実体的なもの結実していくための課題について、一言付け加えておきたい。

本論題に先行する議論として、片岡はすでに前著³⁸⁾の第九章「WTO加盟後の貿易戦略政策」において、貿易面における「グローバル競争への一体化戦略論」と「管理的貿易自由化戦略論」を対比し、また、同第十章「WTO加盟後製造業における外資直接投資導入戦略」において「多国籍企業による新国際分業を通ずる資本技術移転による開発論」と「外資利用“自立”型産業発展論」を対比して、中国は「管理的貿易自由化戦略論」と「外資利用“自立”型産業発展論」を選択すべきであると述べた。この方向での発展をはかるためには、外資の技術移転を十分に消化・吸収しつつ、さらにこれに自己革新の努力を付け加えていかなければならない。この過程によって、外資による技術移転はより高度ものになっていくであろうから、この形の産業の高度化がより良き向上への循環をたどる過程が進むであろう。とりわけ本稿で中心的問題とした国民経済全体の発展を支える装備製造業の技術の向上ということとの関連では、単に内資企業が外資の支配のもとにおかれないうにするというだけでは何の意味もなく、背後で自主開発の支えがあってはじめて意味をもつといえる。外資の支配を制限することの積極的意味は、単に保護することに留まっていたはならず、自主的な積極的研究開発と結合したものでなければならないということにある。筆者たちはまた別稿で、中国の研究と開発についての実態をみてみたい。その時には合わせて、戦略的に続々と進められてきている外資の研究と開発拠点の実態と性格についてもみてみたい。

注

- 1) 新華社主管新華網 http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-06/29/content_4764945.htm。
- 2) 中国政府玄関 HP http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_352166.htm。
- 3) 中国商務部玄関 HP <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200403/20040300193497.html>。
- 4) 新華社主管新華網 http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-08/10/content_4944032.htm。
- 5) 外資が海外上場株式(合法かつ過去3年間処罰をうけず、株価が比較的安定しているなどの条件も付記)を支配手段として M&A できるようになった。
- 6) 特殊目的会社とは、中国の国内会社或いは自然人が実質保有する国内会社権益を実現するため、国外上場株を通じて直接或いは間接支配している国外会社のことである。特殊目的会社が国外上場株の取得を実現するために、その株主の持株、或いは特殊目的会社の増資を受けた株式を支配手段として、国内会社株主の持株或いは国内会社の追加発行した株式を購入する場合は、この規定を適用する。特殊目的会社の国外上場証券取引は、國務院証券監督管理部門の許認可を得るものとする。
- 7) 中国産業安全指南 HP <http://acs.mofcom.gov.cn/sites/aqzn/>。
- 8) 同上サイト <http://acs.mofcom.gov.cn/sites/aqzn/zyzn.jsp>。
- 9) 同上サイト。
- 10) 同上サイト。
- 11) 『日本経済新聞』2011年2月15日号。
- 12) 中国商務部玄関 HP http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/13/content_1579732.htm。
- 13) 『2009 中国産業外資控制報告』と景玉琴女史は、支配力だけ強調する産業安全観は問題の本質をつかめていないと以下のように批判した。自国資本の産業支配力の掌握は、市場競争による存続か淘汰かという結果でみるべきである。いわゆる産業支配は行政介入(たとえば持株支配率の強制規定)によって一時的資本支配を維持したとしても、自身の核心競争力から着手しなければ、開放の下では、名目的な支配権を保持しても、実質的な支配権が失われることになる。中国の一部の重要産業において、中国側は合弁企業の支配権を握っている。外側からみれば、これらの産業安全が確保できている。しかし、重要な核心技術が外資側に依存せざるをえない状況である。技術とりわけ核心技術は、競争の中で主導権または支配権を獲得するための最も肝心なものである(北京交通大学中国産業安全研究中心編『2009中国産業外資控制報告』, 北京交通大学出版社, 2010年, 5頁, 景玉琴「産業安全概念探析」, 『当代経済研究』2004年第3期, 30頁)。
- 14) 中国は外資の導入に前向きな原則を示す半面、2009年に米コカコーラ社による中国飲料大手の匯源果汁集団の買収案件に対して、独占禁止法違反に当たるとしてこれを認めないなど、大型買収を制限する例もみられた。
- 15) 『人民日報』社主管人民網 <http://finance.people.com.cn/GB/1037/5476666.html>。
- 16) 中国商務部玄関 HP <http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/n/201103/20110307432685.html>。
- 17) 『日本経済新聞』2011年3月10日号。
- 18) 中国政府玄関 HP/ 法律法規 / 部門規章 http://www.gov.cn/flfg/2009-07/24/content_1373405.htm。
- 19) 内部取決支配(Protocol Control)とは、オフショア企業が直接に国内経営企業の買収をしないで、中国国内で外資独資企業を設立し、国内経営企業に対して独占的な情報、管理等のサービスを提供する一方、国内企業はそのすべての利潤をサービス料の方式で独資企業に支払う。同時にこの独資企業は契約を通じて国内企業の優先株権、抵当権、決議権、経営支配権を取得することをいう。<http://wiki.mbalib.com/wiki/%E5%8D%8F%E8%AE%E6%8E%A7%E5%88%B6>。
- 20) 前掲サイト <http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/n/201108/20110807713480.html>。
- 21) General Administration of Customs of the people's Republic of China, "China's Customs Statistics", Series No. 280, December 2012, Economic Information&Agency, Hong Kong, pp. 15-16. IMFの規定では、株式等の取得を通じた出資については、外国投資家が、対象国内企業の発効済み株式総数の10%以上を取得した場合、これを直接投資としており、米国 (<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL33312.pdf>), フランス (http://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_02/), 日本 (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/investmentq_a/html/questions.html#Q1) なども基本的には10%を基準としているが、中国の場合は基本的には25%を基準としている(「対外经济贸易和旅游统计指标」, 中華人民共和国国家統計局編『国家統計調査制度・2007』, 1061頁, 「关于划分企业登记注册类型的规定」, 同書, 5頁)。
- 22) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑 2012』, 中国統計出版社, 2012年, 44頁, 1066頁, 254頁。
- 23) 2011年から本業営業収入が2,000万元以上の工業企業を指す(『中国工業経済統計年鑑 2012』編者説明)。
- 24) 2011年末の登録外資系企業の数44万6,487社、この内工業企業は18万1,017社でやはり最もその比重が高く、ほぼ41%を占める。同年の登録外資系工業企業のうち上記の本業営業収入が2,000万元以上の外資系工業企業は5万7,216社で32%ぐらいであるが、本業営業収入が2,000万円未満の企業数12万3,801社の販売収入は最大に見積もっても2兆5千万元を超えないことを承知されたい(上掲『年鑑』, 259頁, 532頁)。
- 25) この議論に関しては、片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』, 溪水社, 2006年, 第五章「中国における外資系企業と民族経済論」を参照され

- たい。この意味からすれば、解放前旧中国における外資直接投資は全面的に否定的評価であるのに対し、今日の外資直接投資は肯定的に受け止められているわけである。一定のところまで肯定的であるが、それを越えたところ、即ち肯定的なるが、どこから（どういった局面で）積極性が失われ、消極的あるいは否定的性格としての存在となるのかを問題とする議論である。
- 26) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、203頁。
- 27) 高橋真理子氏は“産業安全”という用語を「産業の安定性」と訳されており、「原文は『産業安全』。公平な経済貿易関係の下での安全・調和した秩序ある産業の発展を意味するが、日本語として馴染みにくいので『産業の安定性』と訳す」と訳注を付されているが、片岡の見るところ、“産業安全”と「産業の安定性」とは同一概念ではないように思われる。先ず“産業安全”概念にはある意味の危機認識が含まれており（同書表1の指標の中には生存なる概念が込められており、外資の市場支配力概念等も含まれている）、単なる不安定、変動といった意味の「安定性」ではないように思う。本稿では、こういった意味から“産業安全”をそのまゝ用語として使用する（趙英著、高橋真理子訳「中国の産業競争力の評価 <2000-2010>」、愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol. 38、東方書店、2013年、10頁）。
- 28) この進展と外資系企業の技術戦略については、また別稿で検討したい。差し当たり、外資系企業の技術戦略については、胡 焜「中国の技術導入と外資系企業の技術移転問題」、『広島経済大学安芸論叢』第14号、2009年。外資独資企業は意義ある技術については自己囲い込みが顕著であるという傾向がみられる。
- 29) 外資は独資外資企業として進出することを強く指向する傾向があり、実体的にもその動向にあるから、核心技術は囲い込み的になり、核心技术の移転が制約される面もあり、問題は単に個別企業の支配の問題を超えて全体的な問題になる。この点に関して、胡 焜「中国の技術導入と外資系企業の技術移転問題」、『広島経済大学安芸論叢』第14号、2009年で初歩的分析を試みている。
- 30) 李 莉「对中国加工貿易順差問題の幾点思考」、『国際貿易』2012年第2期、31～33頁、裴長洪「“兩個轉變”：全面提高開放型經濟水平的題之義」、『国際貿易』2013年第8期、7～8頁、片岡幸雄・広田堅志訳「〈二つの転換〉をどう位置付けるか—開放型經濟水準の全面的向上におけるその意義—」、『広島経済大学経済研究論集』第36巻第4号（本号）、2014年、44頁。
- 31) 新華社主管新華網 http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-06/29/content_4764945.htm。
- 32) 中国商務部玄関 HP <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200403/20040300193497.html>。
- 33) 新華社主管新華網 http://news.xinhuanet.com/fortune/2006-08/10/content_4944032.htm。
- 34) 中国産業安全指南 HP <http://acs.mofcom.gov.cn/sites/aqzn/zyzn.jsp>。
- 35) 『人民日報』社主管人民網 <http://finance.people.com.cn/GB/1037/5476666.html>。
- 36) 中国商務部玄関 HP <http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/n/201103/20110307432685.html>。
- 37) 中国政府玄関 HP/ 法律法規 / 部門規章 <http://wzs.mofcom.gov.cn/aarticle/n/201108/2011087713480.html>。
- 38) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年。